

令和 7 年度 坂祝町水道水の水質検査計画

1. 基本方針

2. 水道事業の概要

3. 水質検査項目と検査地点、検査頻度

4. 臨時の水質検査

5. 水質検査方法

6. 水質検査計画及び検査結果の公表

7. 関係機関との連携

別紙「令和 7 年度水質検査項目年間計画表(月別)」

坂祝町水道事業

1. 基本方針

水道水の水質検査(以下、「水質検査」という。)は、水道水が水道法に基づく水質基準に適合し、清浄で安全な水として需要者の方々に供給できるようにするために必要不可欠なものであり、健康的かつ文化的な生活を営む上で欠くことのできない水道水の安全性を保障するものでもあります。

坂祝町では、水質検査の適正化と透明性を確保するため、水質検査計画を毎年度策定し、この計画にしたがって水質検査を実施します。

- (1) 検査地点は、水質基準が適用される給水栓(蛇口)とします。
- (2) 検査項目は、水道法で検査が義務づけられている水質基準項目等とします。
- (3) 検査頻度は、水道法及び当町の過去の水質検査結果等に基づいて、項目に応じて頻度を設定し、実施します。また、1日1回行う毎日検査は、水道法に基づき、色度、濁度、残留塩素に関する検査を実施します。

2. 水道事業の概要

坂祝町水道事業は、岐阜県東部広域水道事務所山之上浄水場(美濃加茂市山之上町)で浄水処理された水道水を坂祝町低区配水池(黒岩)で受水し、必要に応じて滅菌処理を行い、各家庭や事業所等に給水しています。

【 給水状況 】

事業の名称	坂祝町水道事業
給水区域	坂祝町内全域
計画給水人口	10,000人 (令和5年度末現在給水人口8,171人)
計画1日最大給水量	4,500m ³ (令和5年度実績1日最大給水量 2,813m ³)

3. 水質検査項目と検査地点、検査頻度

① 検査項目

- (1) 毎日検査: 色度、濁度、残留塩素
- (2) 水質基準項目検査: 別紙「水質検査項目年間計画表(月別)」のとおり

② 検査地点

坂祝町取組地内坂祝町役場西車庫散水栓

③ 検査頻度

別紙「水質検査項目年間計画表(月別)」のとおり

4. 臨時の水質検査

臨時の水質検査は、次のような場合に行います。

- (1) 岐阜県東部広域水道事務所山之上浄水場から浄水過程に異常が発生した等の理由により、臨時の水質検査の実施について依頼があったとき
- (2) 給水区域及びその周辺において、消化器系感染症が流行した等の理由により、岐阜県可茂保健所より臨時の水質検査の実施について依頼があったとき
- (3) 配水池や給水系統において、水質汚染事故が発生したとき
- (4) 配水池及び配水管の大規模な工事を行った場合で、必要と認められたとき
- (5) その他、水道技術管理者が必要と認めたとき

5. 水質検査方法

水質基準項目検査は、水道法第20条第3項の国土交通大臣及び環境大臣登録検査機関へ委託して実施します。

毎日検査は、町職員が行います。

6. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画及びその計画に基づき行った水質検査の結果については、水道環境課窓口での閲覧や町ホームページ等により公表します。

なお、水質検査計画及び水質検査結果に係る住民からの質問、意見等については、水道環境課で受付し、回答します。

7. 関係機関との連携

①検査の実施等について

水質検査計画に基づく検査の実施等については、東部広域水道事務所及び可茂保健所と連携を図って実施します。

②検査結果の評価及び計画見直し等について

検査結果の報告があった際は、直ちにその結果を評価し、不適な項目があった場合は、改善に努める等適切に対処し、必要に応じて東部広域水道事務所、可茂保健所、委託検査機関から指導、助言を受け計画の見直し等を実施します。

また、年間の水質検査結果が判明した時点で、結果を総合的に判断し、必要に応じ水質検査計画の見直し等を行います。

③水質異常発生時について

水質汚染事故等の発生を認めた場合には、東部広域水道事務所、可茂保健所に情報提供するとともに、必要な処理を行います。

令和7年度 水質検査項目年間計画表(月別)

別紙

水道事業者名	坂祝町水道事業
採水の場所	坂祝町取組 坂祝町役場西車庫散水栓

	水質基準項目	検査回数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間
1	一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
2	大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
3	カドミウム及びその化合物	年1回				○									1
4	水銀及びその化合物	年1回				○									1
5	セレン及びその化合物	年1回				○									1
6	鉛及びその化合物	年1回				○									1
7	ヒ素及びその化合物	年1回				○									1
8	六価クロム化合物	年1回				○									1
9	亜硝酸態窒素	年1回				○									1
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	3ヶ月毎	○			○			○			○			4
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	3ヶ月毎	○			○			○			○			4
12	フッ素及びその化合物	年1回				○									1
13	ホウ素及びその化合物	年1回				○									1
14	四塩化炭素	年1回				○									1
15	1・4-ジオキサン	年1回				○									1
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	年1回				○									1
17	ジクロロメタン	年1回				○									1
18	テトラクロロエチレン	年1回				○									1
19	トリクロロエチレン	年1回				○									1
20	ベンゼン	年1回				○									1
21	塩素酸	3ヶ月毎	○			○			○			○			4
22	クロロ酢酸	3ヶ月毎	○			○			○			○			4
23	クロロホルム	3ヶ月毎	○			○			○			○			4
24	ジクロロ酢酸	3ヶ月毎	○			○			○			○			4
25	ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎	○			○			○			○			4
26	臭素酸	3ヶ月毎	○			○			○			○			4
27	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	3ヶ月毎	○			○			○			○			4
28	トリクロロ酢酸	3ヶ月毎	○			○			○			○			4
29	ブロモジクロロメタン	3ヶ月毎	○			○			○			○			4
30	ブロモホルム	3ヶ月毎	○			○			○			○			4
31	ホルムアルデヒド	3ヶ月毎	○			○			○			○			4
32	亜鉛及びその化合物	年1回				○									1
33	アルミニウム及びその化合物	3ヶ月毎	○			○			○			○			4
34	鉄及びその化合物	年1回				○									1
35	銅及びその化合物	年1回				○									1
36	ナトリウム及びその化合物	年1回				○									1
37	マンガン及びその化合物	年1回				○									1
38	塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
39	カルシウム、マグネシウム等	年1回				○									1
40	蒸発残留物	年1回				○									1
41	陰イオン界面活性剤	年1回				○									1
42	(4S,4aS,8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名 ジェオスミン)	年4回			○	○	○	○							4
43	1,2,7,7-テトラメチルビスクロ[2,2,1]ヘプタン-2-オール(別名 2-メチルイソボルネオール)	年4回			○	○	○	○							4
44	非イオン界面活性剤	年1回				○									1
45	フェノール類	年1回				○									1
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
47	pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
48	味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
49	臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
50	色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
51	濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
	項目数		23	9	11	51	11	11	23	9	9	23	9	9	

1	色度	毎日	水道法施行規則第15条第1項第1号による
2	濁度	毎日	
3	残留塩素	毎日	